

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、会社Aに勤務していたが、昭和〇年〇月〇日に発生した業務上の災害により受傷し、「脊髄損傷、第12胸椎圧迫骨折」（以下「旧傷病」という。）の傷病名にて療養を行い、昭和〇年〇月〇日から傷病補償年金を受給していた。また、業務上の受傷の治療過程において行われた輸血が原因となって「C型肝炎」を発症し、平成〇年〇月〇日から治療を開始したが、その後、肝細胞がんを発症した。被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅で倒れ、同日死亡した。死亡診断書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、直接死因：虚血性心疾患（以下「本件疾病」という。）」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病は旧傷病が原因であると主張しているので、本件疾病と旧傷病との間に医学上の相当因果関係が認められるかについて、以下検討する。

(1) B医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、死亡の原因の直接死因を本件疾病とし、死因の種類については「病死及び自然死」と述べている。

(2) C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「虚血性心疾患の発症のリスク因子としては、糖尿病のみであり、そのコントロールも良好であった。動脈硬化の評価もこれまでしておらず、詳細な原因については判然としない。労災傷病と虚血性心疾患との因果関係についてはないものとする。」と述べている。

また、D医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者の死亡は突然死である。」、「頭部CT、胸部CT、腹部CT検査が行われているが、原因疾患についての明確な所見は得られていない。高血圧症治療中であり、糖尿病にも罹患していたことより、虚血性心疾患の可能性が最も大きく、診断は妥当である。」、「高血圧、糖尿病共に重症ではなかったが、共に虚血性心疾患のリスクファクターである。私病である高血圧、糖尿病により虚血性心疾患を発症したと考えるのが妥当であり、労災傷病との相当因果関係は認められない。」と述べている。

当審査会において、請求人の主張を踏まえ、医学的見解を精査したが、C、D両医師の上記意見は妥当であり、旧傷病と本件疾病との医学的な相当因果関

係は認められず、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(3) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日にかけて被災者の尿が出なかったことが死亡の原因である旨主張するが、審査官から依頼を受けたE医師は、平成〇年〇月〇日付け症状所見書において、死亡前1年間の診療の経過について「旧傷病による神経因性膀胱、尿閉に対して数年来4週毎の尿道留置カテーテル交換を施行していた。」と述べ、被災者が死亡前日、尿が出なかったことと本件疾病との因果関係について「平成〇年〇月〇日定例どおり尿道留置カテーテル交換を行った。交換はスムーズで交換後の洗浄が可能であることを確認している。膀胱内に留置された尿は排出できていた状態と考える。」と述べており、排尿については行われていたものと認められることから、請求人の主張は採用できない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。